

東二設置変更許可の審査から東一廃止措置計画、保安規定への約束事項

資料番号 C-19-1 改1  
平成30年3月27日  
日本原子力発電株式会社

No.	件名	審査会合	日付	審査項目	引き継ぎ事項	東二手続き (事業者案)	2018年度 (H30年度)			2019年度 (H31年度)			2020年度 (H32年度)			確認方法、他 (事業者案)
							設計基準対象施設及び重大事故等対処施設他設置			申請手続き実施期間						
						東一引き継ぎ先	申請時期(予定)									
1	東海発電所の主排気筒損壊時のアクセスルートへの影響防止	507回審査会合	2017/9/12	技術的能力	(P246)東海発電所の排気筒短尺化について、許認可との時期の関係や、東海発電所の廃止措置認可との関係を含めて説明すること。 ⇒【10/17審査会合回答】 ・東海発電所の主排気筒短尺化の工事計画は、「東海発電所廃止措置計画」の変更にあたるため、変更認可を受けた後に実施します。 ・また、同工事は、東海第二発電所の設置変更許可の運用開始までに実施します。	①廃止措置計画	東二設置許可、工事計画認可以降、準備が整い次第手続き開始	※短尺化に伴う被ばく評価 安全評価	← →	← →	← →	← →	← →	← →	☆	保安検査で確認
2	東海発電所からの竜巻飛来物管理	498回審査会合	2017/8/24	外部事象	(P20)東海発電所における飛来物の管理体系と対応開始時期について、説明すること。 ⇒【9/14審査会合回答】 東海発電所における飛来物の管理を確実に実施するため、下記の対応を行うことについて、東海発電所及び東海第二発電所の原子炉施設保安規定に規定し、QMS規程に基づき実施します。	②東一保安規定	東二保安規定認可申請と同時期に手続き開始		← →	← →	← →	← →	← →	← →	☆	保安検査で確認 ▽本運用
3	東海発電所/東海第二発電所の体制	507回審査会合	2018/1/23	技術的能力	東海第二発電所の体制は東海発電所の体制と別組織とすることを原則とし、兼務とする要員については、別組織とすることによる安全性への影響を評価すること。 ⇒【2/13審査会合回答】 ・東海第二発電所の体制は東海発電所の体制と原則として別組織とするが、災害対策本部長、広報本部長、広報班及びオフサイトセンター対応の要員については、別組織とすることにより安全性等への影響があることから、兼務とする。	②東一保安規定	東二保安規定認可申請と同時期に手続き開始、認可後に防災業務計画変更必要		← →	← →	← →	← →	← →	← →	☆	保安検査で確認 ▽防災業務計画変更 ▽本運用
				安全施設	⇒【2/13審査会合回答】 ・東一の重大事故等発生時に東海発電所の事故が同時に発生した場合において、下記設備について共用することとしている。 ・緊急時対策所の同一スペースを共用 通信連絡設備の一部として、 ・衛星電話設備(固定型) ・衛星電話設備(携帯型)及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)	①廃止措置計画の変更要否整理中	必要に応じ、東二設置変更許可後、東一側の変更申請時に実施		▽申請(必要に応じ) 要否他、確認中							確認中
4	東海発電所のS/B損壊時のアクセスルートへの影響防止(緩和)	516回審査会合	2017/10/5	保管場所・アクセスルート	東一サービス建屋の形状変更については、アクセスルート確保の観点から効果的な方法を検討すること。 ⇒【10/17審査会合回答】 東一サービス建屋の構造変更(一部建屋高さの変更(9.9m→3.9m))を行うことにより、建屋損壊時の可搬型設備の通行性を確保する。	②東一保安規定の変更要否確認中	必要に応じ、東二設置許可、工事計画認可以降、準備が整い次第手続き開始		▽申請(必要に応じ) 要否他、確認中							確認中
5	竜巻襲来時の車両退避管理	498回審査会合	2017/8/24	外部事象	・車両退避エリアの成立性について、収容台数や退避に要する時間等を具体的に説明すること。 ⇒【9/14審査会合回答】 ・車両の退避先は北用地のエリア①を基本とし、駐車可能な台数は、車両管理エリアからの退避を想定する台数に対し余裕があると評価。 ・退避に要する時間は最長でも15分程度であり、竜巻準備体制から襲来までの想定時間内で完了できると評価しています。 ⇒【10/17審査会合回答】 退避時間について、実測の結果を踏まえ、当初想定に余裕が含まれていたことを確認するとともに、余裕をより多く確保すべく運用を見直し予定。 運用見直し結果を必要な保安規定、QMS規程に反映予定。	②東一保安規定	東二保安規定認可申請と同時期に手続き開始		← →	← →	← →	← →	← →	← →	☆	保安検査で確認 ▽本運用
6	東海第二発電所の敷地図変更	540回審査会合	2018/1/23	共通	【1/23審査会合説明内容】 敷地面積について、可搬型設備保管場所、緊急時対策所建屋、防潮堤、防火帯の設置及びアクセスルート設定に伴う利用のため、東海第二発電所の敷地として隣接事業所より権利を取得する土地(約11万m <sup>2</sup> )及び現社有地(約38万m <sup>2</sup> )を追加し、敷地面積を約26万m <sup>2</sup> から約75万m <sup>2</sup> に変更する。周辺監視区域のうち、敷地東側の海岸沿いについて、フェンスが波の影響を受けない位置に変更。また、敷地南西側については、敷地境界(隣接事業所境界)と合わせる位置に変更。	①廃止措置計画の変更要否整理中 ⇒東一敷地は変更がなく、東二敷地が東一敷地にオーバーラップするだけであり、手続きは不要と考えている。	必要に応じ、東二設置変更許可後、東一側の変更申請時に敷地図の変更を合わせて実施		▽申請(必要に応じ) 要否他、確認中							確認中
7	防潮堤設置に伴う取水路、放水路の閉鎖	ヒアリング、他	2018/3/2	耐津波設計(5.40条)	防潮堤の下部に東一取水路・放水路が設置されており、津波からの浸水ルートになることから取水路・放水路をコンクリート躯体により閉塞する。	①廃止措置計画の変更要否整理中 ⇒希釈水の取水、希釈水放流水の運用には影響なし	必要に応じ、東二設置変更許可後、東一側の変更申請時に実施		▽申請(必要に応じ) 要否他、確認中	不要						
8	東海発電所の廃止措置段階における黒鉛スリーブ等、放射性廃棄物のアクセスルート影響	ヒアリング、他	2018/3/6	技術的能力	東一の廃止措置が進んでいく中で黒鉛に限らず放射性廃棄物によるアクセスルート影響等、どのように管理していくか、担保していくか確認が必要。	②東一保安規定	東二保安規定認可申請と同時期に手続き開始		▽申請(同時) 審査②					☆	保安検査で確認 ▽本運用	

※工程、確認方法等については事業者案を記載、今後、具体的に調整させていただきます